

令和7年  
第9回立川市農業  
委員会総会議事録

立川市農業委員会



## 令和 7 年第 9 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 9 月 25 日 (木) 午後 3 時

会場 208・209 会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 事務報告

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

4 議事

議案第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

5 その他

(1) その他

6 閉会

令和7年第9回立川市農業委員会総会

令和7年9月25日(木)

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後3時01分 開会

議長 改めまして、皆さんこんにちは。

また本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、今、お彼岸中ですけれども、お彼岸中でも、また今日も非常に暑い。またあしたもまだ暑いということで、本当にいつまで暑いのかなということで、なかなか夏が終わらないのかななんていうふうに思っております。

今日の協議会のその他の件で、また皆さんにはお諮りしたいとは思っていますけれども、通年通して今後、ノーネクタイで皆さんにどうかということで、お諮りしたいなと思っております。市のほうとしても、行政でも、もう通年通してノーネクタイということもしているということも聞いております。また、東京都農業会議でも、ちょうどいいタイミングで今月、理事会がありまして、もう通年通して、やはりノーネクタイにしましようということで決まってきましたので、もういろんなところでも、そういうふうに進んでいる状況ですので、皆さんの賛成をいただければ、通年通してノーネクタイということで、していきたいと思っております。また最後に、その他で皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第9回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が6件、一括して事務局より報告をお願いします。

局長 そうしましたら、報告事項のほうをさせていただきたいと思います。

それでは、着座にて御報告をさせていただきます。

それでは初めに、報告事項（1）事務報告を行います。

8月29日（金）、新規就農、農地貸借担当者会議／全体研究集会が開催され、事務局が出席をしております。

次に、9月1日（月）、第2回農地パトロールを、土地利用部会、農業経営部会合同で行い、市内の農地を巡回いたしました。

9月3日（水）、北多摩地区農業委員、農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催され、委員及び事務局が出席をいたしました。

9月5日（金）、広報研究会が開催され、橋本委員が出席をいたしました。

9月10日（水）、職務代理、部会長研究集会が開催され、嶋田職務代理、高杉部会長、岡部部会長、事務局が出席をいたしました。

9月17日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席をいたしました。

委員会といたしましては、9月16日（火）、9月の総会に向けた現地調査を実施し、25日（木）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

9月30日（火）、北多摩地区農業委員会連合会 会長研修会が開催され、会長が出席を予定しております。

10月3日（金）、職員現地研究会が、あきる野市にて開催され、事務局が出席を予定しております。

10月9日（木）から10日（金）にかけて、農業委員会会長研究集会が開催され、会長が出席を予定しております。

10月17日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

委員会といたしましては、10月16日（木）、10月の総会に向けた現地調査を、27日（月）午後3時より第10回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町1丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況は道路。面積7.4m<sup>2</sup>。転用目的は道路用地でございます。

2件目、農地の所在は一番町1丁目の3筆。地目は登記簿上が畠、現況は畠で一部宅地。面積は647m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出6件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は幸町3丁目の4筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は3,383.46m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は栄町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は雑種地。面積は38m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は若葉町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,361m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

続いて4件目、農地の所在は幸町5丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は253m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地

でございます。

5 件目、農地の所在は砂川町 8 丁目の 5 筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は 350 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

6 件目、農地の所在は砂川町 8 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は 295 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。

田中委員、お願いします。

14番 報告の第 3 号ですね。1 番ですか。この方の畠は、まだほかにたしかあったと思うんですが、その畠の関係はこれからもまだ。何か袋地で、畠がなかなかやりにくいというようなことは、たしか前に聞いたことがあったもので、その後はどうなっていますかね。

係長 この方の畠、地図で見ますと、今回出ている畠の北側のところになります。現在、相続された方からの、あくまで情報ということになりますが、今後畠として利用されるということをおっしゃっておりました。相続に絡む手続がありましたので、今回の 5 条の手続の後、畠として利用していくため、また耕うんなど、今後していきたいとお話をいただいております。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

14番 了解です。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問はないということで、報告事項はこれで終了といたします。

大変申し訳なかったんですけども、私のほうで、議題の中

の議事録署名委員の指名を飛ばしてしまったので、申し訳ないんですけども改めて申し上げます。

議事録署名委員の指名です。今回は6番の浅見委員、8番の横幕委員でございますので、すみません、遅れて申し訳ないですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、議案第1号について事務局より説明をお願いします。この案件は委員の世帯に関する事項についてのことが含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事に参与することはできませんので、該当の委員はここで一度退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明をさせていただきます。

特例農地は幸町1丁目の4筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、宿谷委員、高橋委員、橋本委員、事務局で行っております。

略図1を御覧ください。略図1は、多摩モノレール砂川七番駅の南東に広がる農地となります。モロヘイヤ、シシトウ、カボチャなどを生産しているほか、ケイトウなどの花卉類を生産されておりました。柿やキウイなどの果樹も生産されておりましたが、キウイは若干管理が追いついていない状況でございました。

境界は確認でき、肥培管理もおおむね良好でしたが、道路との境界部分に木が生い茂っており、その下にも雑草が繁茂し、中に入りにくい状況でしたので、委員より片づけるよう指導がございました。これらの指導内容については、後日、地区委員が改善されたか確認することを条件としましたので、地区委員より報告をお願いしたいと思います。

議案第1号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございました。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明を

お願いしたいと思います。

まず初めに、宿谷委員、お願いします。

7番 この畠の境界が1か所、今、まだ見つかっていないのを、高橋委員のほうで確認するということになつていて、多分、高橋委員が確認していただいたと思います。また、先ほども言わわれたように、大きな桜の木がありまして、道路にも出ているし、畠にも出ているので、剪定をするということで、冬までにはやるということを承諾していただきました。肥培管理はできていました。ちゃんとできていました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高橋委員、お願いします。

12番 現地調査の翌日に、1か所不明な点の境界は、私が確認してきましたので、それは間違いなく大丈夫です。

あと、言われたとおり、桜の枝がかなり出ているので、それは冬場、手入れ、それと同時に、切ってあった手入れのごみとか幹とかは片づけるということなので、冬場になりましたら、連絡いただければ見に行きたいと考えております。肥培管理のほうは大丈夫です。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5番 皆さんに言われたとおりなんですけれども、さらに付け加えて、キウイに関して、今年はいろいろな御家庭の事情で、剪定がうまく時期的にできなかつたんだけれども、冬場中心に片づけていきたいというようなお話をありましたので、大丈夫だと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

今、高橋委員からも1点、境界石が不明な点があったということで、後日確認をしていただいたということで、ちょうどこ

の方がいらっしゃらなかつたといふこともあつて、それがはつきり確認ができなかつたといふ点がありましたので、そこをちよつとしつかり、これは分かるようにしておかないと、本来まづいんですよといふことを、この方にも話をしまして、今後も、こういふのは3年ごとにあるので、その辺も、しつかりやはり管理のほうもしていただきたいといふことも話しておきましたので。

あと、肥培管理については問題はないのかなと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があつたらお願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思いますので、申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、ありがとうございます。

申請人には相続税の猶予制度について十分御理解いただけていると思いますが、本総会におきまして、改めてその意思を確認させていただきますので、御協力をお願ひしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をお願いしたいと思います。

それでは、岡部農業経営部会長、お願ひします。

17番 それでは、御苦労さまです。十分御理解いただいていることだとは思いますけれども、改めてこの場で確認をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では、御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかな

ければなりません。

そこで、確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 本日は母の代理で参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

母は、父と、息子である長男の主人と、私と共に農業をやってまいりました。今後についても今までどおり農地の適切な肥培管理を行い、安全安心な農作物を生産し、農業経営を継続してまいります。

メインは今、主人と私で行っておりますが、母は出荷作業の袋詰めやシール貼り、あと、草むしりなども生きがいを持って行っておりますので、このまますと継続してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

17番 ありがとうございました。どうか引き続き頑張っていただきたいと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願ひします。

3番 私のほうからも質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業、その他僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ、家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこでお尋ねします。後継者の育成や、申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。お願ひします。

申請人 後継者としては、以前より長男である主人が兼業で農業をやっており、また、私も主人と一緒に農業をやっておりますので、後継者の問題は問題ないと思っております。娘たちも忙し

いときには手伝ってくれますので、心強く思っております。

以上です。

3番 ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら、ぜひよろしくお願ひいたします。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで御質問がありましたら、お願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願いしたいと思います。

当日、現地調査のときもお話ししたかと思います。境界石の確認というのは、今後もやはりしっかりとしておいていただきたいと思いますので、また今後、3年ごとにはまた、もうよく分かっていると思うんですけども、調査に伺いますので、分かるようにしておいて……。お願ひしたいと思います。

お帰りになりましたら、今日、両部会長からお話がありました内容が、この中に書いてありますので、御家族で目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上になります。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は举手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに

決します。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、10件を議題に呈します。

今回、件数が多かったので2班体制で行いましたので、まず初めに、1番から4番を事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして御説明のほうをさせていただきたいと思います。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

先ほど会長からありましたとおり、今回の現地調査は2班体制で行っておりますので、まずは東側の4件の調査結果につきまして御報告をいたします。

現地調査については鈴木会長、橋本委員、高杉委員、浅見委員、田中委員、事務局で行っております。

議案第2号の1、栄町1丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は陸上自衛隊東立川駐屯地の東に位置する国分寺市との境の農地となります。ビニールハウスでトマトを生産するほか、オリーブなどの植木が生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の2、柏町2丁目の9筆、3丁目の6筆の計15筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、砂川七番駅の南西と北西に位置する農地となります。南西の農地では里芋、ナス、栗などが生産され、圃場には雑草対策としてウッドチップが敷かれておりました。西側のくぼみは墓の跡地で、猶予は外れております。また、畑の一部では今年度、今年の4月の総会でお諮りいたしました、特定農地貸付法による市民農園が整備されておりました。北西の農地では、ネギなどの露地野菜が作付されておりました。両者ともに肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の3、砂川町1丁目の4筆となりま

す。略図3を御覧ください。略図3は砂川五番交差点の南東に広がる農地で、ヒマワリなどの花卉類の生産が終わり、現在は柿やキウイなどが生産されており、作付されていない部分については秋作に向けて耕うんをされておりました。肥培管理はおおむね良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の4、柏町4丁目の1筆、砂川町7丁目の1筆の計2筆となります。まずは略図4-1を御覧ください。略図4-1は柏小学校の北西に位置する農地となります。また、略図4-2も併せて御確認ください。こちらは砂川公園の東側に位置する農地となります。2つの畠ともに栗が生産されておりました。肥培管理は大変良好で、境界も確認できております。

東側4件については以上となります。

議長 ありがとうございました。

担当された地区委員から補足説明をお願いします。

まず、1番ですね。高杉委員、お願いします。

3番 1番の方なんですけれども、事務局が言っていたとおり、オリーブを中心に、その他、植木が植わっていました。ハウスもあったんですけれども、ハウスはトマトをやるということで、この時期はありません。肥培管理は良好でした。石の確認もでできています。

以上です。

議長 ありがとうございました。

中立委員さんには、追加説明があれば、一番最後にまたお願いしたいと思います。

続きまして、2番ですね。浅見委員、お願いします。

6番 こちらの農地は栗が多く栽培されておりました。そのほかに里芋、サツマイモなどを栽培されており、ナスもとてもよく栽培されておりました。境界も確認が取れましたし、肥培管理も良好でした。事務局がおっしゃっていたとおり、問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、3番、4番を田中委員、お願いします。

14番 3番につきましては、この畑は秋作に向けて耕うんはされていましたが、キウイフルーツが結構伸びていたんですよ。また、チャノキのほうも結構伸びておりましたので、剪定するよう、よく注意しておきました。また、ハウスの横のほうにも雑草が結構あったもので、それも処理するよう注意をいたしました。

4番のほうの方につきましては、両方とも栗を栽培しておりまして、何か今年は庭先のほうで販売したところ、一部クレームがあったということで、もう今年はやめたと言っておりました。肥培管理のほうは良好と思っています。

以上です。

議長 ありがとうございました。

橋本委員、全体で何かあったら、追加説明がありましたらお願いします。

5番 特にありません。

議長 それでは、私のほうから追加説明がございます。

まず、1番の方ですが、この方は国分寺の方でして、非常にきれいに管理もされまして問題はないんですが、ただ、近隣から、ハクビシンのふんが畑のところにあって、それをどうにかしてくれということで、市のほうにも苦情があったということで、その辺は本人にもお願いはしております。なので、こちらについても、事務局も含めて、またよろしくお願いしたいと思います。

あと、この中で3番の方ですね。今、地区委員さんからもお話をありましたように、全体的に雑草が結構生えていまして、なので、これはきれいにするように、また地区委員さんには、ぜひお願いしたいと思います。

全体で私からは以上になります。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願ひしたいと思います。

11番 すみません。先ほどの4番でしたっけ。栗でクレームがあつてやめたというところ。すみません、ちょっとよく分からなかつたんですけども。出荷したら……。

14番 実の中に古いのがあつたりなんて、むかんきや分からぬものだから。だから、余計にもう、そういうクレームでね。2件ほどあつたらしいんですよ。ですから、もうあまりクレームがあつてはいけないからということで、今年は販売はやめた。

11番 販売はやめた。で、来年も引き続き栽培は続けていくということですね。

14番 そういうことです。

11番 分かりました。ありがとうございます。

議長 なかなか栗は表面上は分からなくて、むいてみなくちゃ分からない面もあるので、非常に難しい面があるんじやないかと思います。

そのほかに御質問ありますか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、続きまして、5番から10番を事務局より説明をお願いします。

局長 続きまして、西側の6件の調査結果につきまして御報告をいたします。

現地調査は嶋田職務代理、岡部委員、鴻地委員、内野委員、清水委員、事務局で行っております。

議案第2号の5、西砂町4丁目の3筆となります。略図5を御覧ください。略図5は西砂会館から見て西側に広がる農地で、申請者の方は養豚で経営をなされていらっしゃいます。猶予を受けているのは豚舎の北側の畑であり、ネギ、里芋、ナスなどが生産されております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の6、上砂町4丁目の1筆、5丁目

の 1 筆、計 2 筆となります。略図 6-1 をまずは御覧ください。略図 6-1 は上砂川小学校の西側に位置する農地で、柿やミカンが生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、委員より一部、ミカンの枯れた木について植え替えるよう指導がありました。続いて、略図 6-2 を御覧ください。略図 6-2 は武蔵砂川駅の南に位置する農地で、ナスやピーマン、ミカンやブドウが生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 2 号の 7、上砂町 3 丁目の 1 筆となります。略図 7 を御覧ください。略図 7 は藤幼稚園前交差点から見て北側に広がる農地で、ウドや里芋、ニンジン、学校給食用のネギなどを生産されておりました。肥培管理は大変良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 2 号の 8、上砂町 2 丁目の 2 筆となります。略図 8 を御覧ください。略図 8 は第九小学校の北東に位置する農地で、柿や栗、ブルーベリーなどを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第 2 号の 9、砂川町 4 丁目の 4 筆となります。略図 9 を御覧ください。略図 9 は砂川三番交差点の北東に位置する農地で、ナスやオクラ、ネギなどの野菜と、柿やブドウの果樹など多品種の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第 2 号の 10、砂川町 4 丁目の 3 筆、8 丁目の 1 筆の計 4 筆となります。略図 10-1 をまずは御覧ください。略図 10-1 は阿豆佐味天神社の北側に位置する農地で、里芋、ネギ、ピーマン、柿などを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。続きまして、略図 10-2 を御覧ください。略図 10-2 は西砂川病院の北西に位置する、武蔵村山市にほど近い農地となります。梅や柿のほか、植木を生産されておりました。肥培管理は良好でしたが、一部、チュウゴクアミガサハゴロモなどの害虫の被害を受けている木

が見受けられましたので、委員より剪定や消毒するよう指導がございました。境界も確認できております。

以上、議案第2号についての説明となります。

議長 ありがとうございました。

確認を担当された委員さんから補足説明をお願いします。

まず初めに5番を、岡部委員、お願いします。

17番 こちらの方は、事務局が言ったんですけれども、養豚でかなり手が回りそうもないと思うんですけれども、これだけの畑を、いろんな野菜を、家庭菜園なんですけれども作っておりました。一部、取り過ぎたものに関しては、近くの花を販売しているところに持っていくて、処分してもらっているそうです。2か所ばかり、ちょっと境界が曖昧な部分がありまして、棒を挿してあつたんだけれども、ちょっと見たら、見当たらなくなっちゃったなんていうことがありましたので、次回必ずこれは、こんなことのないようについていることで、お願いしておきました。肥培管理は全く問題ありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、6番と7番を鴻地委員、お願いします。

10番 事務局より説明があったとおりなんですが、略図6-1、6-2とも、事務局より説明があったとおり、境界のほうも確認できて問題ないんですが、1点だけ、6-1の一部が、ちょっと草が目立つところがあったので、そこをちゃんと除草するように、適切に管理するように伝えておきました。6-1、6-2、あとは問題ないと思います。

7番の方なんですが、こちらは、もう全く問題がないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、8番と9番を内野委員、お願いします。

4番 8番の方なんですけれども、農作業のほうは申請者と娘さ

ん、2人で行っているそうです。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好でした。略図8の正方形の土地なんですけれども、栗が一部植えられていまして、あと、ちょっと手つかずの場所があったので、そこは今度、何か果樹を植えたいとおっしゃっていました。

9番の方なんですけれども、農作業のほうは申請者と娘さん、2人で行っているそうです。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好でした。農産物は一応今、自家消費なんですけれども、これから何か庭先販売を始めたいそうなので、一応そういうことを計画しているそうです。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、10番を清水委員、お願いします。

15番 略図10-1なんですが、こちらの畠は自宅の南と北に広がる農地になります。南側は梅の木が植わっていて、北側の畠は里芋とか、あとは、空いているところはきれいに耕うんされていて、次の野菜を植える準備がされていました。10-1のほうの自宅の裏に、3年前は大きな梅の木が畠のほうまで枝が伸びていましたが、今回確認したところ、大きな枝が全部下ろしてあって、日陰にならないようになっていました。

あと、略図10-2のほうの畠なんですが、前回のときは、この畠の右側、奥の右側のほうは何も植わっていなかったんですが、今回は植木が植えてありました。一番奥のところなんですけれども、こちらは前回のときも砂利がたくさんあって、とても畠にはならないような状況だったので、何か対策してほしいということを伝えておきましたら、今回は業者の方に土を出してもらって、きれいにしたんだけれども、雨が降ったら、また石が出てきてしまっているということなので、どうやっても畠には向かないようなので、植木屋さんと相談して、植木を植えるか果樹を植えるか、次回までには対策するということでした。

いずれにしても、肥培管理は良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、職務代理から追加説明がありましたら、お願ひします。

2番 まず、5番の方ですけれども、先ほど来からお話があるよう、養豚が主の方ですけれども、畑のほうも非常にきれいに管理されていますので、問題ないと思います。

それと、6番の方ですけれども、果樹のほうが畑のほうに植えてあるんですけれども、大分植えてからうまくつかなくて、枯れちゃっているのが目立つので、その辺は順次植え替えてくださいというお願ひをしてあります。

7番の方は、ウド、ネギをやっているんですけれども、非常にきれいな畑で、ニンジンを播種してあったんですけれども、雨がなかったので非常に苦労しているというようなお話でした。

8番の方。今、内野委員が言われたように、一部空いているところについては、順次いろいろなものを考えながら植えていきたいということでした。

それと、9番の方ですけれども、非常に畑が、楽しい畑という表現を私はしたんですけれども、いろんなものが作付してあります、農道の脇にはコンパニオンプランツの花が咲いていたり、梅があったり、いろんなものが植えてあって、とにかく見ていると楽しいような畑でした。

それと、10番の方ですけれども、梅を生産されているんですけども、この梅が、先ほどお話があったチュウゴク何たらかんたらや、あとは、ちっちゃい白いやつ。あれはコナジラミなのかな——が、かなりたかっちゃっていて、梅の木の葉っぱの色が、ちょっと黄色くなっちゃったり、いろいろしているような状況だったので、専門じゃないので何とも言えないですけれども、ちょっと果樹をやられている方に相談をして、早めに

手だてを打ってくださいというようなお話をしました。

あと、奥のほうの畑ですけれども、そういう状況で砂が出てきてしまうというようなことで、面積的には、あれで3畝ぐらいあるのかな。それぐらいが、何も使っていないところがあるので、そこについては、前回のときに指摘をされたときに言われた苗屋さんというんですか。その方ともう一度相談して、何か今後も作付をしていきたいということでしたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について何か御質問がありましたら、お願いします。

3番 5番の畠なんですけれども、石が見つかっていないということでしたけれども、次回に回すのではなく、次回は3年後ですね。今、見つからないのが3年後に見つかるとは思えないでの、ここでよく探してもらって、地元の農業委員の方に確認をしてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

17番 分かりました。早速言っておきます。

議長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

それでは私のほうから。先ほど9番の方のところですね。面積が2, 179m<sup>2</sup>ということでございます。今まで自家消費だということで、やはりこれだけの面積を全て自家消費というのは、少しやはり自家消費にしては広いということでございますので、委員さんからも話がありましたように、これからは直売をして販売をするということで、ぜひその辺はよろしくお願いしたいと思います。

ということで、以上になります。

それでは、ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明

することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、2件議題に呈します。

それでは、事務局よりお願いします。

局長 そうしましたら、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、2件につきまして御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図1-1を御覧ください。土地の所在は上砂町3丁目の2筆。面積は745.67m<sup>2</sup>です。続きまして、略図1-2を御覧ください。土地の所在は一番町1丁目の1筆。面積は940m<sup>2</sup>となります。2つ合わせまして1,685.67m<sup>2</sup>となります。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続きまして、略図2を御覧ください。こちらは、土地の所在は幸町6丁目の1筆。面積は4,274m<sup>2</sup>となります。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号の説明につきましては以上となります。

議長 それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、嶋田委員、お願いします。

2番 この方ですけれども、畑のほうは植木の苗物を生産している畑になります。両方とも肥培管理は非常によく管理されていました。

この方ですけれども、以前に納税猶予の引き続きのときにお伺いしたときに、周りが住宅に囲まれていて、非常にクレーム

が多くて、もう農業は嫌なんだなんていう話を、ちらっとされていたんですけども、まさかこういうことになる……。従事者として全然問題ないと思いますので。

以上です。

議長 続きまして、宮岡委員、お願いします。

13番 この方は、ちょっと夏の間とか、いろいろありますて、作物とかは植わっていなかっただけで、ただ、耕うんとかがしっかりとしてあって、真ん中に2か所ほど、風よけのためにチャノキとかが植わっているんですけども、それ以外は全くもって作物とかは植わっていなくて、大きな木が、多分これは休憩用かなというところが1本か2本ぐらい植わっていたんですけども、それ以外はちゃんと耕うんもしてあって、こういうことを言っていいのかな。内部事情なのであれなんですかけども、この方は介護とかがちょっと忙しくて、畠のほうに行けなかっただけで。ただ、耕うんとかのあれはしてあつたので、作物なんかは、ちゃんとこれからは植えてくださいというような返事はいただいた。分かりましたという返事は受けているので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について何か御質問がありますから、お願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

その他で何かございますか。

局長 特にありません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でござります。次回の農業委員会は、10月27日（月）午後3時から208・209会議室で開催をいたします。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時52分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員